

締約国に関する情報 DE	ド イ ツ 一 般 情 報	附属書 B 1 D E
国内官庁の名称	German Patent and Trade Mark Office (ドイツ特許商標庁)	
所在地	Zweibrückenstrasse 12, 80331 München, Germany	
郵便のあて名	80297 München, Germany	
電話番号	(49-89) 2195-0 (49-89) 2195-1000 (カスタマーケアサービス)	
ファクシミリ装置	(49-89) 2195-2221	
電子メール	info@dpma.de	
インターネット	www.dpma.de	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付された書類が国際出願又は国際出願の補充若しくは補正を含む差替え用紙である場合には、送付の日から14日以内に提出  他の書類の場合には、請求がない限り提出義務はない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付しない	
ドイツの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択によりドイツ特許商標庁、欧州特許庁 (EPO) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
国内法令 <sup>1</sup> は欧州特許庁 (EPO) 又はWIPO国際事務局への 国際出願を制限するか？	次の場合、出願は制限される： 国家機密を含む出願	
ドイツが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護：ドイツ特許商標庁 (国内段階参照)  欧州特許：欧州特許庁 (EPO) (国内段階参照)	
ドイツを選択できるか？	できる (PCT第二章に拘束)	

[次頁に続く]

1 特許法第52条及び国際特許条約に関する法律第III条第2項。

D E	ド イ ツ (続き)	D E
PCTに基づき取得可能な保護の種類	<p>国内：特許，実用新案（実用新案は国内特許に代えて又は国内特許に加えて求めることができる）</p> <p>欧州：特許</p>	
国際型調査に関するドイツの規定	なし	
国際公開に基づく仮保護	<p>国内特許を目的とする指定の場合： 出願人は，ドイツ語による公開の日から出願の対象を使用している者に対し，その者が使用している発明が当該出願の対象であることを知っていたか知っているべきであったかにかかわらず，事情により適正な補償金を請求することができる。出願人は，当該出願の対象の使用を差止める権利を有しない。もっとも，当該出願の対象が明らかに特許を受けることができないものである場合には，いかなる補償金の請求権も与えられない。 （1976年6月21日の特許法第33条及び国際特許条約に関する法律（<i>IntPatÜG</i>）第Ⅲ条第8項参照）。</p> <p>欧州特許を目的とする指定の場合： （1）EPOの公用語の1つで公開された国際出願： 国内的要件（当該出願の請求の範囲についての翻訳が利用可能な者に公開又は提供されていること）が満たされていることを条件として事情による適切な補償（国際特許条約に関する法律第Ⅱ条，第1項及び第2項参照）。</p> <p>（2）EPOの公用語でない言語で公開された国際出願： （1）に規定する保護は，EPOがその公用語の1つにより提供された国際出願を公開するまでは効力を生じない。</p>	
ドイツが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
国内保護について		
ドイツが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか又は後で提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に規定する期間内に要件を満たしていない場合，管轄官庁は通知に定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	

[次頁に続く]

D E

ド イ ツ (続き)

D E

優先権を主張している先の国内出願に関する特別の規定があるか？また、その規定による効果は何か？

国際特許条約に関する法律第Ⅲ条第4項(3)は、ドイツを指定している国際出願であって、ドイツ特許商標庁に対して行われた先の国内特許出願又は実用新案登録出願の優先権を主張しているものについて、その国際出願が国内段階へ移行した時点で、当該先の国内出願が取り下げられたものとみなされる旨を規定している。ただし、この効果が生じるのは、優先権主張をしている国内出願が、国際出願と同じ種類の保護(特許・特許又は実用新案・実用新案)に関するものである場合に限る。両方の出願が同じ種類の保護に関するものである場合、ドイツ特許商標庁が受理官庁及び指定官庁であり、国際出願がドイツ語によって行われていることを条件として、国際特許条約に関する法律第Ⅲ条第4項(2)の規定に従い、出願人が更に手続をしなくても国際出願が国内段階へ移行する。この場合、送付手数料を支払うことによって、出願手数料が支払われたものとみなされる(国際特許条約に関する法律第Ⅲ条第4項(2)最終文)。したがって、出願人が先の国内出願の取下げを回避するよう希望するのであれば、PCT規則4.9(b)の規定に従い、出願人はドイツの自動的指定を除外するか、又は国際出願の後であって国内段階へ移行する前に、ドイツの指定を取り下げるよう検討することができる。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？

あり(附属書L参照)

欧州特許については、附属書B 2の欧州特許機構(E P)を参照